

36協定集中講座

～ 時間外労働の上限を罰則付きで規制 ～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (一社) 大田労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会 渋谷労働基準協会(幹事)

残業時間の上限は、月 45 時間、かつ、年 360 時間が原則です。特例による場合でも、できる限りこの水準に近づける努力が求められ、新たな指針に基づく助言・指導が行われます。

労働基準監督署に36協定書を提出するに当たり留意すべき事項を、ベテラン講師が分かりやすく解説します。

1 日 時 2021年2月18日(木) 13:30～15:30

2 場 所 オンライン(PCやタブレット等の端末とインターネット環境が必要です)
Zoomを利用して配信します。

3 内 容

- ◆労働時間とはどこまでをいうか〈手持ち時間は労働時間になるか〉?
- ◆ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉?
- ◆労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉?
- ◆安衛法の医師による面接指導の義務化とは?
- ◆法定労働時間と2暦日にわたる労働時間の考え方は? ◆法定休日は特定しておくべきか?
- ◆在宅勤務の際の労働時間をどうする? ◆36協定の効果は? ◆時間外労働上限規制は?
- ◆新たな特別条項の留意点とは? ◆36協定届の作り方のポイントとは?
- ◆健康確保措置はどれを選ぶ? ◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉
- ◆過半数代表者の選任方法は?
- ◆働き方改革における労働時間〈副業・兼業における労働時間〉の扱いは?

4 講 師 小磯優子氏(OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士)

5 定 員 100名

6 受講料 会員 4,000円、 会員以外の方 6,000円 (資料代・消費税込み)

7 申込方法等

①受講申込書：裏面の申込書により、三田労働基準協会あてFAXしてください。

②申込受付と受講料の振込：受講可能の場合は受付番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者あてFAX返信いたします。受講料は2月10日までに次の銀行口座にお振込ください(振込手数料はご負担ください)。

銀行：三菱UFJ銀行 田町支店 口座：普通預金0397963

口座名義：一般社団法人三田労働基準協会

振込人名の前に講習会月日を付記してください(例 0218 〇〇カイシャ)

③受講の取消：2月10日までの取消は受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

8 参加URL・注意事項は、2月15日(月)から2月16日(火)にお知らせします。また、セミナーの資料は、2月15日(月)までに渋谷労働基準協会からメールにてお送りいたします。

9 問合先 一般社団法人三田労働基準協会 電話 03(3451)0901

※この講習は、渋谷、三田、大田、品川、新宿、池袋協会)の共催で開催し、幹事は渋谷協会です。

36 協定集中講座 申込書 兼 受講票

● 2021年2月18日(木) 13:30～15:30 ●

FAX 番号：03-3451-7692 (三田労働基準協会)

会 員 の 別	○を付けてください。 三田 ・ 渋谷 ・ 品川 ・ 大田 ・ 新宿 ・ 池袋 ・ 会員以外		
事 業 場 名		TEL	
		FAX	
所 在 地	〒		
連絡担当者	部署 氏名		
受 講 者	氏 名	受講番号	
	メールアドレス		
受 講 者	氏 名	受講番号	
	メールアドレス		

渋谷労働基準協会 E-mail: si-kijun@cameo.plala.or.jp

注：◆新型コロナウイルス感染拡大の影響及び感染防止の観点から、やむを得ず配信方法の変更や急遽配信を中止する場合があります。

◆参加 URL・注意事項は、2月15日(月)から2月16日(火)までにお知らせします。

◆セミナーの資料は、2月15日(月)までに渋谷労働基準協会からメールでお送りいたします。

◆個人情報は、本研修のため以外に使用することはありません。